

令和7年国勢調査における 調査員証の紛失について

令和7年国勢調査において、国勢調査員が調査時に携帯する「調査員証」の紛失が判明したの
でお知らせします。

1 概要

紛失物:調査員証 1枚

記載内容:調査員証番号、調査員氏名、調査名、任命期間、総務省統計局長公印、顔写真

※任命期間は令和7年8月8日から令和7年11月7日まで

2 経過

9月22日(月) 調査員が調査員証の紛失について、岡山市南区役所に報告

9月24日(水) 警察に遺失届を提出

3 対応及び今後の再発防止策

- ・紛失した国勢調査員証「第 104-0382 号」(R7.8.8発行)は無効としました。
- ・再発防止に向け、国勢調査の全調査員に調査用品及び調査書類の管理徹底について周知し、
特に帰宅時に調査員証を含むすべての調査関係用品の有無を確認すること等を、改めて指
導してまいります。

4 市民の皆さんにご注意いただきたい点

- ・国勢調査の調査書類は、9月20日から配布を開始しております。調査員は、顔写真付きの調
査員証を携行しておりますので、調査員が訪問した際には、調査員証の確認をお願いします。
- ・国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード
番号をお聞きすることはありません。
- ・国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどにご注意く
ださい。
- ・不審な調査活動等にお気づきの場合は、岡山市政策企画課統計調査室までご連絡ください。

【問い合わせ先】

岡山市政策企画課統計調査室 布野・安田 直通086-803-1051 内線3579・3597